

若者定住促進制度

が始まりました

～四月一日から 各種奨励金を実施～

平成十六年四月一日に養父市が発足し、養父市若者定住促進条例が施行されました。

この条例は、養父市の若者の定住促進を図ることによって活力ある市の担い手を育成し、活気に満ちあふれた地域社会を築くことを目的として設置されたものです。

基本的な支給要件

平成十六年四月一日以降で、養父市内に居住する住民基本台帳外国人登録原票を含むに登録されている満十六歳以上四十歳未満の方
市税、使用料等を完納していること

交付対象にならない方
次の方は、養父市若者定住促進条例の対象になりません。
地方公共団体等官公署に勤務する方で定年適用を受ける方
国、県、市町の各機関、公立学校、公立病院に勤務する職員は交付対象となりません
これらに勤務する臨時職員、パート職員は交付対象者とな

ります。

就労先が商工会、観光協会、森林組合、社会福祉協議会は交付対象団体となります。

お問い合わせ先

養父市若者定住促進条例及び平成十五年度までの旧四町の若者定住促進制度に関する申請・お問い合わせ先は次のとおりです。

- 養父市役所企画政策課 (六六一 七六一)
- 養父地域局振興課 (六六四 二八二)
- 大屋地域局振興課 (六六九 一一一)
- 関宮地域局振興課 (六六七 三三五)

若者定住促進条例の奨励金一覧

奨励金等の種類	基準日	申請日	要件等	奨励金等の金額	備考
住宅奨励金	平成 16 年 4 月 1 日以降、住宅等を取得した日	取得した住宅等の最初の課税年度の 2 月中	規則に定める専用又は併用住宅及び住宅用地であること	交付対象物件に係る固定資産税相当額（年税額）の 2 分の 1（増改築にあつては、増改築部分の固定資産税相当額）で 3 年間交付し、1 カ年度 10 万円以内	次年度以降についても 2 月に申請書を提出
家賃対策補助金	平成 16 年 4 月 1 日以降、入居の日	入居の日以降、その日の属する年度の 2 月中 中途退去の場合には退去時	市内に所在する賃貸住宅（賃家を含む、ただし公営住宅を除く）に入居し、月額 4 万円を超える家賃を支払っていること	4 万円を超える家賃額で、月額 1 万円以内。 交付は 3 年間	次年度以降についても 2 月又は満了月に申請書提出
結婚祝い金	平成 16 年 4 月 1 日以降、届出の日	届出の日以降、その日の属する年度内	市内に居住し、夫婦いずれか一方が年齢要件を満たしていること	5 万円	
出産祝い金	平成 16 年 4 月 1 日以降、出産の日	出産の日以降、その日の属する年度内	市内に 3 年以上居住し、第 3 子の出産日に 18 歳未満の子を 2 人以上養育し、夫婦いずれか一方が年齢要件を満たしていること	第 3 子以降 1 子ごとに 10 万円	
就業奨励金	平成 16 年 4 月 1 日以降、事業所に就労した日	就労から 3 年経過した日以降、その日の属する年度内	卒業後 1 年以内に事業所に就労 3 年以上居住かつ就労	10 万円	
若者 U・I ターン奨励金	平成 16 年 4 月 1 日以降、転入した日	転入の日から 3 年経過した日以降、その日の属する年度内	転入後新規就労し、転入後 3 年以上居住する者 ただし本支店間の異動による就労者は除く	単身者 10 万円 世帯者 20 万円	